

ハロンの適切な管理のための自主行動計画

## 平成27年度フォローアップ評価報告書

平成27年8月

ハロンの適切な管理のための自主行動計画評価委員会

## 「ハロンの適切な管理のための自主行動計画」フォローアップ評価報告書

### 1. ハロンの適切な管理のための自主行動計画について

社団法人日本消火装置工業会<現：一般社団法人日本消火装置工業会>（以下「工業会」という。）が策定した「ハロンの適切な管理のための自主行動計画（以下「行動計画」という。）」は、国家ハロンマネジメント戦略に基づいて工業会としての自主的な取組を定めている。

前年同様、ハロンのデータベース管理や回収・再利用の啓発に工業会として取り組んでおり、また、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）との連携も前年同様明確になっているので、総体的に的確なものであると評価される。

### 2. 自主行動計画評価委員会設置要綱第2条に基づく評価事項について

今回は平成26年度に続く第10回の評価であり、概ね順調に実施されているとした工業会の報告は妥当なものであると認められる。従って、計画自体の見直し等を要する問題は前回と同様はないものと思料される。行動計画の具体的な取組の状況については、“具体的な取組（自主行動計画）”の項目に従って次のような評価を行った。

#### （1）ハロンデータベースの信頼性の確保

平成6年3月1日からデータベースの管理、ハロンの回収・供給の調整等に係る業務を開始しているので、同日以後のデータベースは回収等の報告に基づいてリアルタイムで更新されている。

また、ハロン供給ガス実績・回収ガス集計に記されている「補充ガス」は、火災等で放出された場合の補てん用である。ネットワークに提出する「放出後処理報告書」には放出要因（火災、点検など）を記載するようになっており、平成26年度は、火災に起因するものが約21%、それ以外（工事中、点検、誤報、その他）に起因するものが約79%を占めている。ハロンの放出要因について、より正確で詳細な届け出を要請しているところであり、データベースのさらなる信頼性向上が期待される場所である。

#### （2）不用意なハロンの放出防止

貯蔵容器に貼付する注意書きシールを各点検業者へ配布し、啓発用リーフレット、協力依頼パンフレットを関係先及び関係機関等に配布して不用意なハロンの放出を防止するよう啓発を行っている。更にネットワークのホームページにも「不要となったガス系消火剤の回収にご協力下さい」を掲示しており、大きな効果が期待される。

また、容器弁の安全性の点検が告示化されたことで、機器の安全性の確保が向上し、不用意な放出の防止に寄与するものと期待される。

### (3) ハロン消火設備の新設用途

前年同様、クリティカルユースへの新設用途についての考え方がホームページ等を通じ広く浸透しており、人への安全性が優先される部分等への需要が考えられる。一時期、回収量を上回る需要の増加により供給が逼迫する状況が続いたが、中期、長期の視点に立った上での新設用途のクリティカルユースとしての適切な判断が求められる。また、平成26年11月にはクリティカルユース再周知のための改正通知が発出されたことで、ハロン消火設備の適正利用が徹底されることが期待される。

### (4) 適切な維持管理と補充の継続

平成21年3月に消防庁より発出された通知により、貯蔵容器容器弁等の劣化防止が図られ、むやみな放出が低減されることにより、適切な維持管理の向上が期待される。

その後、平成25年11月には実効性向上のための点検基準の改正が行われたことで、さらに劣化防止が高まることが期待される。

また、放出事故の再発防止を目的として「放出後処理報告書」において、放出の原因を報告した上で当該設備への補充を行うようにしている。

### (5) 廃棄設備からの確実な回収

消火設備事業者、解体業者等へは前年同様リーフレット等が配布され、また、ホームページを通じ広く浸透を図っており、周知が確実に実を結んできていると思料する。

また、撤去された消火剤が産業廃棄物処理業者等に保管されているという事例は報告されておらず、ほぼ確実に回収されていると考える。

### (6) 供給ハロンの品質確認と保管

品質の確認については前年報告のとおりと思われる。

回収ハロンの保管については、事業者ごとに需給見通しを立て、これに対応した保管量の調整と保管場所の確保が図られているものと思料する。

再生時のロスについては、平成24年度にネットワークが再生事業者に通知した回収・再生プラントの再生率を99%以上（再生時のロス1%未満）とする品質基準が実施されたことで、平成26年度の再生時のロスは1.8トン未満（回収量179トンの1%未満）になっていると考えられる。今後も、再生時のロスを監視することで不要な放出を防ぐとともに精度の高いデータが得られることが期待される。

### (7) ハロンの適正な処理

平成26年度は回収量が179トンに対して供給量が180トンと回収・供給量（再生利用）がほぼ同量であったため、在庫量の増加が抑えられ、回収・再生利用のリサイクルバランスは取れていた。その結果、平成26年度末の在庫量は748トンとなったが、この在庫量は再利用が見込めず余剰となったものではない。ハロン1301は、当分の期間は消火剤の処理（破壊）は実施されない状況が継続するものと予想される。

(8) ハロン代替消火設備への取組

環境保全については、ますます注目されていることを踏まえ、業界、行政を含めてハロン代替消火設備（新製品）の取組み推進が望まれる。なお、平成22年8月26日付けで消防法施行規則の一部改正があり、環境に配慮した新たなハロン代替消火剤が盛り込まれた。今後を期待したい。

(9) ハロンの回収、再利用等の取組に関する情報提供

ホームページ、リーフレット、パンフレット等を駆使し、工業会、ネットワークの連携のもとに啓発活動に努めている。

3. まとめ

ハロンの適切な管理のための自主行動計画は、国家ハロンマネジメント戦略への具体的な取組として策定されており、前年度同様実施状況は概ねこれに沿ったものになっているものと認められる。

今回の評価における主要事項は、次のようにまとめられる。

(1) データベースの信頼性

データベースは、回収等の報告に基づいてリアルタイムで更新されており、信頼性向上に努力されていると評価できる。

ハロンの放出要因の調査が進むことによって、データベースの更なる信頼性向上を期待したい。

(2) 自主行動計画の具体的な取組の状況

前年同様、各項目については概ね順調に実施されている。特にネットワークのホームページにより、広く世の中に情報提供ができ、消防設備業者、解体業者以外においてもハロンの回収、再利用に対する意識高揚の効果が期待される。

(3) ハロンの需給見通し

平成20年度及び平成21年度は、回収量と供給量の均衡が比較的に取れた状況にあった。しかしその後の経済状況を反映し、近年では供給量が減少する傾向にあった。容器弁の安全性点検を実施する上で必要となる代替容器の確保のためであったと考えられるが、平成25年11月の告示により容器弁の安全性点検が義務化され、かつ、点検期限が延伸されたことにより、当該備蓄を余裕をもって実施できることになったため、平成26年度は新規の供給量が増加している。また、回収・再生の際の再生率の向上が実施されており、再生で失われる消火剤の量を大幅に削減できることは、リサイクルハロンの効率的な運用と地球環境保護にも役立っている。今後とも需要と供給のバランスに留意し、適切な回収と保管、クリティカルユースの的確な判断がより一層重要と考える。

以上